

○倉敷芸術科学大学大学院（通信制）規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 倉敷芸術科学大学大学院（通信制）（以下「大学院（通信制）」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の本旨にのっとり、倉敷芸術科学大学大学院の通学の課程に則して、主として通信の方法による正規の課程として開設し、学術に関する理論、技術及び応用を深く教授し、かつ、研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

（課程）

第2条 大学院（通信制）は、修士課程とする。

（目的）

第3条 大学院（通信制）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第2章 組織及び修業年限

（研究科の専攻及び学生定員）

第4条 大学院（通信制）には、次の研究科及び専攻を置き、学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	修士課程専攻名	入学定員	収容定員
芸術研究科	美術専攻	10名	20名
産業科学技術研究科	機能物質化学専攻	20名	40名
人間文化研究科	人間文化専攻	30名	60名

（修業年限）

第5条 大学院（通信制）の標準修業年限は、修士課程にあつては、2年とする。

（最長在学年限）

第6条 大学院（通信制）の最長在学年限は、修士課程にあつては、6年とする。

第3章 運営組織

（運営組織）

第7条 学校教育法（昭和22年法律第26条）第93条第1項の規定に基づき、大学院（通信制）に教授会に相当する組織を置く。

2 前項については、学長が別に定める。

（大学院（通信制）研究科委員会）

第8条 大学院（通信制）の各研究科に通信制研究科委員会を置く。

2 各通信制研究科委員会は、大学院（通信制）担当の助教以上の教員をもって構成する。

3 各通信制研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他、教育研究に関する重要な事項で、通信制研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。

4 各通信制研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 各通信制研究科委員会の連絡調整については、大学院委員会にて行う。

6 大学院（通信制）研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法及び修了要件

(科目と単位)

第9条 大学院(通信制)の授業科目、単位数及び履修方法は、別表Iのとおりとする。

(履修科目の申告)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教員の承認を経て、所定の期日までに、教務課に申告しなければならない。

(課程の修了要件)

第11条 大学院(通信制)修士課程の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士作品(芸術研究科に限る。以下同じ。)の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第5章 教育方法及び研究指導

(教育方法)

第12条 大学院(通信制)の教育方法は、授業科目の授業及び修士論文又は修士作品の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 授業の方法は、次のいずれか又はそれらの併用により行うものとする。

(1) 印刷教材等による授業

(2) 面接授業

3 印刷教材等については、授業科目を担当する教員が指定するものとする。

4 印刷教材等による授業については、研究課題の添削指導を行った上で、必要に応じて対面指導を行うものとする。

5 演習科目については、印刷教材等による授業と面接授業の併用で行うものとする。

6 論文及び修了作品制作指導については、定期的に対面指導を行うものとする。

第6章 単位の修得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第13条 大学院(通信制)において所定の授業科目を履修した者に対しては、特定の研究課題に対する報告又は単位修得試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第14条 成績の評価基準は、倉敷芸術科学大学学則を準用する。

(学位論文の審査等)

第15条 修士の学位論文又は修士作品の審査については、別に定める。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士の学位論文又は修士作品の審査に合格した者について行う。

第7章 学位の授与

(学位)

第17条 大学院(通信制)の修士課程を修了した者に次の学位を授与する。

芸術研究科

修士(芸術)

産業科学技術研究科

修士(産業科学技術)

人間文化研究科

修士(学術)

(学位の授与)

第18条 学位の授与に関し必要な事項については、倉敷芸術科学大学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第20条 大学院（通信制）の修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院（通信制）において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学院（通信制）において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。）であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(入学志願)

第21条 前項の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学試験)

第22条 入学志願者に対する入学試験については、別に定める。

(入学手続)

第23条 入学試験合格者は、指定の期日までに、必要とする書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

(休学)

第24条 疾病その他の事由により、引き続き3月以上修学困難な場合は、学長に願出で、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願を提出して、学長の許可を得て、復学することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第25条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、学長に願出で、許可を得なければならない。

(除籍)

第26条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は通信制研究科委員会の審議を経て、除籍することができる。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けても、なお納入しない者
- (3) 在学期間が、第6条に定める在学年限を超える者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第9章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第27条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第28条 前条の諸納付金は、別に定める規程により納入しなければならない。

- 2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、教材発送及びスクーリング・試験に出席すること並びに図書館備え付けの図書を閲覧することを禁止する。

(授業料等の返還)

第29条 既納の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第30条 大学院（通信制）の授業科目の一部について、履修を願い出た者があるときは、正規の学生の修学に妨げのない限り、通信制研究科委員会の審議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の検定料、入学金及び履修料は別表Ⅲのとおりとする。
- 3 科目等履修生の取扱いについては、倉敷芸術科学大学大学院科目等履修生規程を準用する。

第11章 雑則

(準用規定)

第31条 大学院（通信制）規程に定めるもののほかについては、倉敷芸術科学大学大学院学則を準用する。

(改正)

第32条 この規程の改正は、通信制研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第8条については、従前の規定による。

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第8条については、従前の規定による。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第8条については、従前の規定による。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第9条については、従前の規定による。

附 則（令和元年10月29日 第8回理事会）

附 則（令和2年1月31日 第12回理事会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第9条については、従前の規定による。

附 則（令和3年3月24日 第14回理事会）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。なお、この改正以前に入学した学生は、第9条については、従前の規定による。

附 則（令和 4 年 2 月 22 日 第12回理事会）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。なお、この改正前に入学した学生は、第 9 条については、従前の規定による。

別表 I〔授業科目・単位数及び履修方法〕

通信制大学院において開設する授業科目・単位数は次のとおりとする。

【芸術研究科・修士課程】

専攻等の名称	授業科目	単位数	授業科目	単位数
芸術専攻	現代表現制作研究Ⅰ	4	現代表現制作研究Ⅱ	4
	現代表現制作研究Ⅲ	4	現代表現制作研究Ⅳ	4
	油画制作研究Ⅰ	4	油画制作研究Ⅱ	4
	油画制作研究Ⅲ	4	油画制作研究Ⅳ	4
	日本画制作研究Ⅰ	4	日本画制作研究Ⅱ	4
	日本画制作研究Ⅲ	4	日本画制作研究Ⅳ	4
	現代芸術論	2	西洋美術史特論	2
	日本美術史特論	2	芸術学特論	2
	修了作品制作研究	10		

【産業科学技術研究科・修士課程】

専攻等の名称	科目名	単位数	科目名	単位数
機能物質化学専攻	機能分子設計特論	2	生理活性分子特論	2
	機能性食品学特論	2	バイオテクノロジー特論	2
	植物細胞工学特論	2	触媒機能応用特論	2
	魚類学特論	2	機能分子変換特別講義	2
	分子シミュレーション特論	2	環境材料特論	2
	熱力学特論	2	不斉分子変換特論	2
	細胞病理学特論Ⅰ	2	細胞病理学特論Ⅱ	2
	細胞病理学特論Ⅲ	2	神経科学特論Ⅰ	2
	神経科学特論Ⅱ	2	神経科学特論Ⅲ	2
	細胞生理学特論Ⅰ	2	細胞生理学特論Ⅱ	2
	細胞生理学特論Ⅲ	2	細胞生物学特論	2
	病理組織・細胞診断学特論	2	血液浄化学特論	2
	特別研究	8	ゼミナール	4

【人間文化研究科・修士課程】

専攻等の名称	科目名	単位数	科目名	単位数
人間文化専攻	教育開発論特論	4	教育開発論演習	2
	人間形成論特論	4	人間形成論演習	2
	学習心理学特論	4	学習心理学演習	2
	経営リスク特論	4	経営リスク演習	2
	情報リスク特論	4	情報リスク演習	2
	健康運動科学特論	4	健康運動科学演習	2
	運動免疫学特論	4	運動免疫学演習	2
	生活習慣病予防特論	4	生活習慣病予防演習	2
	環境と健康生活特論	4	環境と健康生活演習	2
	救急・災害医療特論	4	救急・災害医療演習	2
	動物臨床生化学特論	4	動物臨床生化学演習	2
	動物看護学特論	4	動物看護学演習	2
	特別研究	6		

別表Ⅱ〔納付金〕

一、入学検定料

35,000円

二、入学金

220,000円

三、授業料、その他納付金

単位（円）

年 度	区 分	授業料	その他納付金	
			スクーリング費	教育充実費
平成14年 度生以降	芸術研究科 (修士課程)	480,000	50,000	100,000
	産業科学技術研究科 (修士課程)	480,000	50,000	100,000
	人間文化研究科 (修士課程)	480,000	30,000	100,000

別表Ⅲ〔科目等履修生の納付金〕

芸術研究科

単位（円）

検定料	入学金	1 単位あたりの履修料	
		講義科目	演習・実験実習科目
11,000	25,000	19,000	24,000

産業科学技術研究科・人間文化研究科

単位（円）

検定料	入学金	1 単位あたりの履修料	
		講義科目、演習科目	実験実習科目
11,000	25,000	19,000	24,000